

■議案第23号 四万十町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例について

【要旨】

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行による地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、町長、委員会の委員等、職員（以下「町長等」といいます。）の職務行為について、善意でかつ重大な過失がない場合に、条例において賠償の限度額を定めて損害賠償責任の一部を免責することができることとされました。〔令和2年4月施行〕

また、この法改正に伴う地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部改正により、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等が定められました。

この条例は、これらの法改正を考慮し、町長等の町に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものです。

【法改正の趣旨】

現在の自治体と住民との争訟においては、住民訴訟の結果、町長等が自治体に対して、個人に重大な過失がない場合でも個人として負担し得ないような多額の損害賠償責任を負うことがある一方、訴訟の係属中又は判決後に、議会が町長等に対する損害賠償請求権の放棄を議決することにより、議会の判断の妥当性が問題とされることもあります。改正後の地方自治法では、こうした現代における問題を解決するため、条例で定めることにより、町長等の自治体に対する損害賠償責任のうち、一定額を超える部分を免除することができるようになりました。

この制度は、株主代表訴訟における役員等の株式会社に対する損害賠償の一部免除（会社法第425条）を参考として設けられたものです。

【条例の制定内容】

町長等の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、賠償の限度額を基準給与年額（損害を賠償する責任の原因となった行為の日を含む会計年度に支給される給与に相当する額として算定される額）に次表のそれぞれの区分の数を乗じた金額とし、それをを超える部分について免責とします。

区分	乗数
町長	6
副町長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員	4
農業委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員	2
上記以外の職員	1

※賠償の限度額については、政令で定める参酌基準と同一としています。

【施行期日】

令和2年4月1日

【根拠法令】

地方自治法（改正後）抜粋

（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責）

第 243 条の 2 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職責その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

2 普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

（職員の賠償責任）

第 243 条の 2 の 2 会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。

（1） 支出負担行為

（2） 第 232 条の 4 第 1 項の命令又は同条第 2 項の確認

（3） 支出又は支払

（4） 第 234 条の 2 第 1 項の監督又は検査

2 前項の場合において、その損害が 2 人以上の職員の行為により生じたものであるときは、当該職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となつた程度に応じて賠償の責めに任ずるものとする。

3 普通地方公共団体の長は、第 1 項の職員が同項に規定する行為により当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならない。

4～14 （略）

（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等）

第 173 条 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる同項に規定する普通地方公共団体の長等（以下この条において「普通地方公共団体の長等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１） 地方警務官（警察法第 56 条第 1 項に規定する地方警務官をいう。以下この項及び次項各号において同じ。）以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体から地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の損害を賠償する責任（以下この条において「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任」という。）の原因となつた行為を行つた日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき同法第 203 条の 2 第 1 項又は第 204 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額（次項第 1 号において「普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。）に、次に掲げる地方警務官以外の普通地方公共団体の長等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

イ 普通地方公共団体の長 6

ロ 副知事若しくは副市町村長、指定都市の総合区長、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 4

ハ 人事委員会の委員若しくは公平委員会の委員、労働委員会の委員、農業委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は地方公営企業の管理者 2

ニ 普通地方公共団体の職員（地方警務官並びにロ及びハに掲げる普通地方公共団体の職員を除く。） 1

（２） 地方警務官 （略）

2 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる普通地方公共団体の長等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１） 地方警務官以外の普通地方公共団体の長等 普通地方公共団体の長等の基準給与年額

（２） 地方警務官 地方警務官の基準給与年額

3 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の条例（第 2 号において「一部免責条例」という。）を定めている普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体における普通地方公共団体の長等が同項の規定により普通地方公共団体の長等の損害賠償責任を免れたことを知つたときは、速やかに、次に掲げる事項を当該普通地方公共団体の議会に報告するとともに、当該事項を公表しなければならない。

（１） 当該普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の原因となつた事実及び当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額

（２） 当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から一部免責条例に基づき控除する額及びその算定の根拠

（３） 地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定により当該普通地方公共団体の長等が賠償の責任を免れた額

4 前 3 項に定めるもののほか、地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部の免責に関し必要な事項は、総務省令で定める。